

佐倉市小規模水道条例案の骨子

(1) 対象となる「小規模水道」

「小規模水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体を指し、50人以上の者に水を供給する水道をいいます。ただし、水道法の適用を受ける水道及び臨時に施設された水道を除きます。

(2) 「小規模水道」の種類

- ①「小規模専用水道」とは、「小規模簡易専用水道」以外の小規模水道を指します。
- ②「小規模簡易専用水道」とは、水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道をいいます。

(3) 「小規模水道」の水質基準

小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければなりません。

- ①病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- ②シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- ③銅、鉄、弗(ふっ)素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- ④異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- ⑤異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- ⑥外観は、ほとんど無色透明であること。

(4) 「小規模専用水道」の施設基準

「小規模専用水道」は、次に掲げる要件を備えるものでなければなりません。

- ①取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- ②貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- ③導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- ④浄水施設は、原水の質及び量に応じて前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- ⑤送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有す

ること。

⑥配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

⑦施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5)「小規模専用水道」施設に対する手続き

①確認(申請)

新設又は増設若しくは改造の工事をしようとする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の設計が施設基準に適合するものであることについて、申請書に書類及び図面を添えて市長に提出の上確認を受けなければなりません。

②確認等の通知

市長は申請を受理した日から30日以内に、適合の可否等について申請者に書面で通知します。

③給水開始前の届出及び検査

設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨及び実施した水質検査の結果を市長に届け出るとともに、市が行う施設検査に合格しなければ給水を開始してはなりません。

④変更又は廃止の届出

設置者は、届出の内容に変更が生じたときは速やかに、廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければなりません。

⑤水質検査

設置者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければなりません。なお、水質検査を行ったときは、検査に関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して3年間これを保存しなければなりません。

⑥衛生上の措置

設置者は、施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければなりません。

⑥給水の緊急停止

設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければなりません。

(6)「小規模簡易専用水道」施設に対する手続き

①給水開始等の届出

設置者は、給水を開始したとき及び届け出た事項を変更したときは速やかに、廃止

しようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければなりません。

②管理

設置者は、定められた基準に従い、当該小規模簡易専用水道を管理しなければなりません。

(7)小規模水道施設に対する改善命令

①市長は、「小規模専用水道」施設が施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該施設の設置者に対して、期間を定めて、施設を改善すべき旨を命ずることができます。

②市長は、「小規模簡易専用水道」の管理が基準に適合していないと認めるときは、当該施設の設置者に対して、期間を定めて、当該施設の管理に関し、清掃その他の必要な措置を執るべき旨を命ずることができます。

(8)給水停止命令

市長は、「小規模専用水道」又は「小規模簡易専用水道」の設置者が改善命令に従わない場合において、給水を継続させることが公衆衛生上有害であると認めるときは、当該設置者に対して、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道による給水を停止すべきことを命ずることができます。

(9)報告の徴収及び立入検査

①市長は、必要があると認めるときは、「小規模専用水道」の設置者へ必要な報告を求め、又は職員を施設の工事現場、事務所若しくは施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類等を検査させることができます。

②市長は、必要があると認めるときは、「小規模簡易専用水道」の設置者へ施設の管理について必要な報告を求め、又は職員を施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類等を検査させることができます。

(10)罰則

①10万円以下の罰金又は科料に処される可能性がある者。

(ア)市長の確認を受けないで「小規模専用水道」施設の新設、増設、改造工事に着手した者。

(イ)「小規模専用水道」の設置者で、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったにも関わらず、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなかった者。

(ウ)「小規模専用水道」及び「小規模簡易専用水道」の設置者で、市長の給水停止命令に違反した者。

②3万円以下の罰金又は科料に処される可能性がある者。

(ア)「小規模専用水道」の設置者で、給水開始前に行う施設検査に合格せずに給水を開始した者。

(イ)「小規模専用水道」の設置者で、定期及び臨時の水質検査を行わなかった者。

(ウ)「小規模専用水道」の設置者で、施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなかった者。

(エ)市長が「小規模専用水道」施設の布設又は管理及び「小規模簡易専用水道」施設の管理の適正を確保するために必要があると認めるときに、設置者へ求める報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

③法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して上記の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科します。

(11) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

(12) 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行します。